

○ 柏市簡易修繕（営繕）業務受注資格審査事務取扱要領

制定 平成 1 5 年 4 月 1 日

施行 平成 1 5 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は、市が発注する簡易な修繕（営繕）業務を受注しようとする者の資格審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「簡易な修繕（営繕）業務」とは、財務規則に掲げる契約事務の専決事項における各課長が契約できる工事及び修繕に関する契約（設計金額が 2 0 0 万円以下）のうち、5 0 万円未満のものをいう。

3 参加資格者の資格

参加資格者は、次の各号に掲げる者で 1 年以上の営業実績を有する者とする。

(1) 市内に本店を有する法人

(2) 市内に住所を有する個人事業者で市内で営業している者

4 資格審査申請等

(1) 市長は、簡易修繕業務を受注希望する者に対し、別に定める時期、方法等により柏市簡易修繕業務受注資格申請書（別記第 1 号様式。以下「資格申請書」という。）に必要な書類を添付させて提出させるものとする。

(2) 前項に定める時期以外においても、市長が特に必要と認めたときは、別に定める方法等により資格申請書を提出させることができる。

5 資格審査等

市長は、前条の規定により資格審査申請書の提出があったときは、参加資格の適格性を審査し、適当と認めたときは、名簿に必要な事項を記載し、公表するものとする。

6 変更等の届出

有資格者は、資格審査申請書の記載事項に変更が生じたときは、

柏市簡易修繕業務受注資格審査申請変更届（別記第2号様式）
を速やかに市長に提出しなければならない。

7 参加資格の抹消

市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を第5条に規定する名簿から抹消することができる。

- (1) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間休止しているとき。
- (3) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

8 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月20日から施行し、改正後の2の規定は、令和7年5月15日から適用する。